

藍住町農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更 （農用地区域内の土地の農用地区域からの除外等）に係る 基本方針

本町では、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）の規定により、昭和49年3月31日に農業振興地域として指定されて以後、毎年度、農用地区域内の土地を農用地区域から除外（白地）をするため、農用地利用計画の変更が行われている。

今後も農業をめぐる情勢の変化に対処し、土地の有効利用と農業振興に関する施策の計画的な推進を図るため、本町の農用地利用計画の変更（除外）に関する基本方針を示すものである。

- 1 農用地区域から除外（白地）するために行う農用地利用計画の変更は、同法第13条第2項各号に掲げる全ての要件を満たす場合であって、当該土地を農用地等以外の土地に転用することが、土地利用の面から有効であり、その実現が確実と見られる場合に限り、することができるものとする。

また、先述の場合において、適切な判断に導くため、「農業振興地域制度に関するガイドライン」（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長発出の最終改正）及び徳島県が定める「農用地利用計画の変更（農用地区域からの除外）の判断基準」を参考にするとともに、別に定める判断基準と併せて、適切に運用するものとする。

- 2 藍住町農業振興地域整備促進協議会の会議は、毎年2月及び8月に開催する。ただし、公共事業に伴い緊急を要する場合等町長が臨時に会議を開催する必要があると認めた場合、会長は協議会を招集するものとする。

- 3 農用地等以外の土地の農用地区域の編入に係る変更については、次の場合に限りするものとする。

- (1) 農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地であること。
- (2) 農用地区域から除外した土地の編入については、編入届出後、10年は農地として継続利用すること。
- (3) 農業経営を営む農地であり、家庭菜園等の農地ではないこと。
- (4) 一筆のみをもって判断する場合、ブロックや塀で囲われていないなど、効率的かつ効果的な農作業に影響を及ぼすおそれがないと認められる状況であること。